しかっ

Shika Town

9

2024
（令和６年）
No.229

＼ラッセーラー！ラッセーラー！／

INDEX

	ページ
広がる支援の輪･がんばろう！志賀町	1 - 3
児童手当制度改正のお知らせ	4
【令和6年 能登半島地震】支援のご案内	6 - 9
まちかど News	12-13
情報パーク	14-20

志賀町LINE友だち追加 @shikatown

「マチイロ」自治体広報紙配信アプリ

青森市PTA連合会が志賀町の小中学生を『青森ねぶた祭』に招待

広がる支援の輪

Fight!

がんばろう! 志賀町

震災から半年以上過ぎた今でも、被災地・志賀町の子どもたちのためにさまざまな支援の輪が広がっています。その一部をご紹介します。

小中学生をねぶた祭に招待

8月5日(月)、青森ねぶた祭に踊り手「ハネト」として町内小中学生と保護者の計36人が参加しました。

被災地を元気づけようと、大型ねぶたの運行団体「青森市PTA連合会」などが企画し、無償招待されました。

夕方ハネトの衣装に着替えた子どもたちは30分歩いて会場に到着。午後6時45分の号砲で隊列が動き出すと、会場の熱気に誘われ、隊列の先頭で「ラッセーラー」と大声を出して元気に飛び跳ねました。観客からは「頑張れー」と声援が送られました。

▲志賀町のために用意してくれた提灯

◀縄文時代の世界文化遺産・三内丸山遺跡も観光

中学生がミュージカル鑑賞

8月6日(火)、夢団によるファンタジーミュージカル「あらしのよるに」が、志賀町文化ホールで上映され、町内中学生が無料招待されました。

夢団（横浜市）は、日本全国の子どもたちに夢と感動を届けるミュージカル巡業公演団体。天敵同士のヤギとオオカミが、幾多の困難を乗り越えて友情を育み、強く前向きに未来を信じて生きていく物語で、招待された中学生は生き抜くことの大切さを感じ取りました。

能登で災害ボランティアに取り組む「ラブイースト」がクラウドファンディングで経費を募り、開催しました。

MLBJapanが園児にグローブ・バット・ボールを寄贈

石川県と連携するMLBJapanは、被災した子どもたちに笑顔を届けたいと、能登6市町全ての保育園・幼稚園にグローブ・バット・ボールのセットを寄贈しました。園児らは、バットでボールを打ったり、キャッチボールをして遊んでいます。

ENEOSサンフラワーズのバスケ選手と小中学生が交流

8月4日(日)、女子バスケットボールチーム「ENEOSサンフラワーズ」による教室（主催：ENEOSリニューアブル・エナジー㈱）が、志賀中学校の体育館であり、町内小中学生43人が選手11人と練習・ミニゲームで交流しました。

ミニバス教室に通う児童やバスケ部に所属する中学生生徒が参加しました。選手の助言を受け、ドリブルやシュートの練習に取り組んだり、4チームに分かれたミニゲームで汗を流しました。

志賀中バスケ部の木村心咲主将は「教えてもらったことを家でも練習し、公式戦で勝利を目指したい」と話しました。

Wリーグ2024-25シーズンは10月11日から開幕！
ENEOSサンフラワーズへ熱い応援よろしくお願いします！

交流の間、キャプテンの宮崎早織選手は、パリ・オリンピックに出場中でした▶

公益財団法人あすのば　能登こども応援給付金

公益財団法人あすのば（東京・港区）では、1月1日の能登半島地震発生時に志賀町に住んでいた子どもを対象に「能登こども応援給付金」を実施します。申込要件などは以下の通りです。

【①対象地域】 能登半島地震の発生時、以下の自治体に住民登録があった、または居住実態があった人

・穴水町　・志賀町　・珠洲市　・七尾市　・能登町　・輪島市

【②対象年齢】

A）申込日時点で、0歳から高校３年生の年代（2006年４月２日以降生まれ）

B）申込日時点で高校に在学し、満25歳以下（1999年1月1日～ 2006年4月1日生まれ）

【③申込要件】

ア）現在、児童扶養手当を受けているか、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯の子ども
（所得制限で一部支給となっている世帯も対象）

イ）現在、住民税の所得割が非課税世帯の子ども
（両親のいる世帯の場合は、父母それぞれの住民税が非課税であることが必要です）

ウ）現在、生活保護を受けている世帯の子ども
※この給付金は収入認定にはなりませんが、申し込み前に必ずケースワーカーと相談してください。

エ）離婚調停中である、またはＤＶで避難中であるなど、実質的にひとり親世帯と同様の状況であり、保護者の住民税所得割が非課税世帯の子ども

①～③の３つ全てに当てはまる子どもに、一人３万円の給付金をお届けします。
なお、この給付金は志賀町協力のもと、公益財団法人あすのばが実施するものです。

公益財団法人 USNOVA あすのば

あすのば 検索

◆申込期間　現在受付中～ 10月31日㈭

◆申込方法　原則、「あすのば」ホームページ内申込フォームよりオンライン申込。オンライン手続きが難しい人は申込書を送付するので、一度お問い合わせください。

問 公益財団法人あすのば　☎03-6277-8199（〒107-0052　東京都港区赤坂2-18-1　赤坂ヒルサイドビル5階）
※電話がつながりにくい場合があります。できる限りあすのばホームページ内「お問い合わせフォーム」でお問い合わせください。

児童手当制度改正のお知らせ

令和６年10月分（12月支給分）から手当が拡充されます

■ 制度改正について

令和６年10月分（12月支給分）から児童手当の制度改正（拡充）が行われます。

主な改正内容

1. 所得制限が撤廃される
2. 支給期間が中学生までから高校生年代まで延長
3. 第３子以降の支給額が３万円になる
4. 第３子以降を数えるための対象が「高校生年代まで」から「22歳年代まで」に拡大される
5. 支給回数が年６回になる

	改正前		改正後	
０～２歳	1万5,000円		1万5,000円	第３子以降 **３万円**
３歳～小学生	1万円	第３子以降 1万5,000円	1万円	
中学生	1万円		1万円	
高校生	なし		**１万円**	
	所得制限あり		**所得制限なし**	

４月支払	６月支払	８月支払	10月支払	12月支払	２月支払
２・３月分	４・５月分	６・７月分	８・９月分	10・11月分	12・1月分

■ 申請手続きについて … 制度改正に伴い、一部手続きが必要となる人がいます。

【申請が必要な人】 **(ア)(イ)の世帯に申請書を発送**

以下の(ア)から(エ)に該当する人は申請が必要です。

(ア) 現行の所得限度額超過により、支給対象外となっている人

(イ) 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している人

(ウ) 現行の受給資格において、支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童と、支給要件児童として認定されている中学生以下の児童を養育している人

(エ) 子が３人以上いる、かつ保護者に経済的負担がある18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子（平成14年４月２日生まれから平成18年４月１日生まれ）を監護している人

【申請が不要な人】 **多くの人がこちらに該当**

左記の(ア)から(エ)に該当せず、以下に当てはまる人は、制度改正に伴う手続きは不要です。

※いずれも、現在志賀町から児童手当を受給している場合

- 一定の所得以上で特例給付を受けている人
- 現行の受給資格において、支給要件児童として認定されている高校生年代の児童と中学生以下の児童を養育している人
- 中学生以下の児童のみ養育している人
- 中学生以下の児童を養育し、18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子を含めても養育する子が３人に満たない人

■ 申請書などの個別送付について

「申請が必要な人」の(ア)および(イ)に該当する可能性のある世帯宛てに、申請書を８月中に発送します。内容を確認し、申請が必要な人は手続きをしてください。

■ 申請方法 … 申請書および必要な添付書類を、下記の子育て支援課に提出してください。（郵送可）

	申請書	必要な添付書類
(1)	児童手当認定請求書	申請者の本人確認書類・被保険者証の写し 申請者名義の口座が確認できるもの（通帳などの写し）
(2)	監護相当・生計費の負担についての確認書	申請者の本人確認書類の写し
(3)	額改定認定請求書	申請者の本人確認書類の写し

詳しくは町ホームページ↓

※申請者と児童が別居している場合は「別居監護申立書」が必要です。他にも添付書類が必要になる場合があります。
※児童の保護者のうち、生計中心者（令和５年中所得の高い人）が申請をしてください。
※公務員の人は職場で申請してください。

■申請期間

令和６年９月30日㊊までの申請：令和６年12月10日㊋に10月、11月分を支給予定
令和７年３月31日㊊までの申請：令和６年10月分にさかのぼって順次支給
令和７年４月１日㊋以降の申請：**申請月の翌月分から**の支給

※手当を受給できない期間が発生しますので、ご注意ください。

申問 志賀町 子育て支援課（〒925-0198 志賀町末吉千古1-1）☎32-9122

復興計画を策定しました

能登半島地震からの復興に向けた町の復興計画を策定するため、７月31日㈬に第３回志賀町令和６年能登半島地震復興計画策定委員会を開催しました。

今回の委員会では、復興計画の最終案について審議が行われました。委員からは「事業の早期実施が重要であり、迅速に対応いただきたい。また、途中経過など報告する場を設けてほしい」「周辺自治体と連携し、しっかり復興を進めてほしい」などの意見がありました。

▶町長へ答申

▶復興計画

最後に西野委員長は「取り組みを進めて、一日も早い復旧・復興につなげ、適時見直しと振り返りをしてほしい」と締めくくり、全会一致で計画案が了承されました。

委員会終了後には、西野委員長と大正路副委員長から稲岡町長に対し、復興計画（案）が答申され、町長は「それぞれの委員の皆さまの立場から復興に対する意見をいただいたものと思っており、中身の一つ一つについて改めてご意見を頂戴しながら、町を挙げて復興を進めていきたい」と意気込みを述べました。町ではこの答申を受け、７月31日付で復興計画を決定しました。復興計画は、町ホームページで確認することができます。

復興タウンミーティング

みんなで語ろう。かえる、志賀町

志賀町復興計画の概要説明とともに、町民の皆さまから復興計画に対するご意見などをお聴ききし、地域一体となった取り組みの推進と災害に強い新しいまちづくりにつなげていくことを目的に、下記日程でオープンミーティングを開催します。

開催日時・会場

10月 6日㈰ 13:30～15:00（予定） 富来活性化センター１階 町民大ホール

10月12日㈯ 13:30～15:00（予定） 志賀町文化ホール１階 小ホール

プログラム（時刻・内容）

13:30～13:35	開会・町長あいさつ
13:35～14:00	「志賀町復興計画について」（25分）
14:00～14:40	シンポジウム：テーマ「人が帰る 元に返る 町を変える（仮題）」（40分）
14:40～15:00	意見交換・閉会

参加対象

町内に在住する人であればどなたでも（ただし、事前の参加申し込みが必要です）

募集人数

各回 定員 50 名 （応募者多数の場合は先着順となります）

参加申込方法

参加希望者は、参加申込書に必要事項を記入のうえ、**9月27日㈮参加申込〆切**までに郵送・Eメール・ＦＡＸのいずれかで、志賀町役場 総務課宛てに送付してください。
（参加申込書は町ホームページのほか役場本庁舎、富来支所、志賀町文化ホールの各窓口にあります）
また、町ホームページの「タウンミーティング専用申込サイト」からも申し込みできます。

申込書送付先

志賀町役場 総務課 秘書担当
郵　送：〒925-0198　志賀町末吉千古1番地1　志賀町役場 総務課 秘書担当 宛
E-mail：soumu@town.shika.lg.jp　　FAX：0767-32-3933

町ホームページ